

総合職試験（大卒程度区分）の受験資格のうち、(2)イ「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とし
ます。

- ① 学校教育法第102条第2項の規定に基づき大学院に入学したこ
とのある者
- ② 学校教育法第104条第7項第1号の規定に基づき学士の学位を
授与された者
- ③ 学校教育法第104条第7項第2号に規定する課程を修了した者
及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ④ 学校教育法施行規則第155条第1項第2号から第4号の2まで
に規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を
修了する見込みの者
- ⑤ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行
規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定し
た課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日
以後に修了した者に限る。）及び試験年度の3月までに当該課程を修
了する見込みの者

（注）試験年度とは、第1次試験の日の属する年度（4月1日から
翌年3月31日まで）をいいます。